

国立大学法人の役員報酬規程の改正について

1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について (別紙 1、別紙 2 参照)

- 常勤役員の俸給月額を引き下げる改正 (85 法人)
- 期末・勤勉手当等を引き下げる改正 (85 法人)
- その他の改正

2 その他の改正について (別紙 3 参照)

- 地域手当の改正等、法人の個別事情による改正

国家公務員給与の改正概要

【指定職における給与の改正ポイント】（改正時期……平成22年12月1日）

(1) 俸給月額の設定

- ・ 俸給月額の引下げ(別紙2-1参照)
平均0.2%引下げ
- ・ 経過措置額の引下げ(※①)
平成18年度給与構造改革に伴う激変緩和措置として適用されている現給保障措置について、基礎額から0.56%減額

(2) 期末・勤勉手当の支給月数の引下げ(別紙2-2参照)

0.15月分の引下げ(年間3.10月分 → 2.95月分)

(3) 減額調整(※②)

平成22年4月からの較差相当分を解消するため、平成22年12月期の期末手当で減額調整

(参考)

※① 経過措置額の引下げ方法

「現行」支給額 = 新法月額 + 平成18年3月31日に受けていた額と新法月額との差額 × 99.68)
→「改正後」支給額 = 新法月額 + (平成18年3月31日に受けていた額と新法月額との差額 × 99.44)

※② 減額調整の方法

平成22年12月期期末手当額 = 改正後の規程による期末手当額 - 調整額(A + B)

A = 平成22年4月分給与 × 0.28 × 8ヶ月分(4月～11月)

B = 平成22年6月期期末・勤勉手当額 × 0.28

【一般職員における給与の改正ポイント】（指定職と異なる箇所）

(1) 俸給月額の引下げ

- ・ 中高年齢層(40歳台以上)は、平均0.1%引下げ
- ・ 当分の間、55歳を超える職員(6級相当以上の職員に限る)は、1.5%引下げ

(2) 期末・勤勉手当の支給月数の引下げ

0.2月分の引下げ(年間4.15月分 → 3.95月分)

1. 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

○常勤役員の俸給月額を引き下げる改正

改正内容		法人数	法人名
0.2%引下げ (国と同様)	平成22年4月から引下げ (減額調整)	11	北海道大、室蘭工業大、小樽商科大、東北大、静岡大(別紙2-1参照) 名古屋大、豊橋技大、京都教育大、大阪大、和歌山大、奈良先端大
	平成22年12月から引下げ	60	
	平成23年1月から引下げ	13	弘前大、岩手大、宮城教育大、秋田大、福島大、筑波大、埼玉大、東京大、 愛知教育大、兵庫教育大、神戸大、奈良女子大、琉球大
	平成23年3月から引下げ	1	山梨大
計		85	—

3

○期末・勤勉手当等を引き下げる改正

改正内容		法人数	法人名
国と同様の支給月数	H22.12期は国と同様	70	
	H22.12期は変更せず、H23年度 から変更(0.15月分高い) (別紙2-2参照)	3	山梨大、奈良女子大、琉球大
	H22.12期はH23年度の率で実施 (0.05月分高い) (別紙2-2参照)	9	埼玉大、東京学芸大、東京海洋大、横浜国大、滋賀医科大、島根大、 広島大、徳島大、長崎大
国より低い支給月数		3	帯広畜産大、大阪大、大分大
計		85	—

※鹿児島大は平成23年3月1日施行(平成22年12月1日適用)予定のため、改正の届け出なし。

○その他の改正

改正内容	法人数	法人名
経過措置額について、基礎額から0.56%減額する改正	5	室蘭工業大、富山大、三重大、滋賀医科大、福岡教育大
経過措置額について、差額支給を廃止する改正	1	広島大
4 常勤役員の俸給月額等を、当分の間、100分の1.5減額する改正	4	(55歳を超える常勤役員を対象) 岩手大、福島大、奈良女子大、和歌山大
	3	(全常勤役員を対象) 京都教育大、神戸大、長崎大
常勤役員に準じて非常勤役員手当を平均0.2%引下げ	22	室蘭工業大、旭川医科大、東北大、秋田大、東京工業大、お茶の水女子大、長岡技大、岐阜大、名古屋大、愛知教育大、滋賀大、滋賀医科大、京都大、大阪大、大阪教育大、奈良教育大、奈良女子大、和歌山大、鳥取大、高知大、九州大、総研大
俸給月額にかかる改正について、遡及調整を行わない旨 明文化する改正	1	千葉大

参考

常勤役員の俸給月額の引下げについて

○国の指定職俸給月額の改定推移(平均0.2%引下げ)

現行(~22.11.30)	⇒	改正後(22.12.1~)	減額(円)	引下げ率(%)
俸給月額(円)		俸給月額(円)		
726,000		724,000	2,000	0.28%
782,000		780,000	2,000	0.26%
840,000		838,000	2,000	0.24%
919,000		917,000	2,000	0.22%
991,000		989,000	2,000	0.20%
1,063,000		1,060,000	3,000	0.28%
1,138,000		1,135,000	3,000	0.26%
1,207,000		1,204,000	3,000	0.25%

<その他の方法で引き下げた法人>

○静岡大学役員基本給月額の改定推移

現行(~22.11.30)	⇒	改正後(22.12.1~)	減額(円)	引下げ率(%)
基本給月額(円)		基本給月額(円)		
720,000		720,000	0	0%
780,000		780,000	0	0%
840,000		830,000	10,000	1.19%
910,000		910,000	0	0%
990,000		980,000	10,000	1.01%
1,060,000		1,060,000	0	0%
1,130,000		1,130,000	0	0%
1,200,000		1,200,000	0	0%

参考

期末・勤勉手当等の支給月数の引下げについて

○国家公務員指定職職員の期末・勤勉手当支給月数

年度	6月期	12月期	計
21年度	1.45	1.65	3.10
22年度	1.45	1.50	2.95
23年度以降	1.40	1.55	2.95

※国は22年度12月期と23年度以降の支給月数についてそれぞれ改正を行った。

○国より0.15月分高い支給月数の法人

年度	6月期	12月期	計
21年度	1.45	1.65	3.10
22年度	1.45	1.65	3.10
23年度以降	1.40	1.55	2.95

※22年度12月期については引下げを行わず、23年度以降については国と同様の改正を行った。その結果、22年度12月期の支給月数が国より0.15月分高い。

○国より0.05月分高い支給月数の法人

年度	6月期	12月期	計
21年度	1.45	1.65	3.10
22年度	1.45	1.55	3.00
23年度以降	1.40	1.55	2.95

※22年度12月期については、23年度以降の国の支給月数と同様の引下げ。その結果、22年度12月期の支給月数が国より0.05月分高い。

2. その他の改正について

改正項目	改正内容	法人名
非常勤役員手当の改正	非常勤役員手当額を1,000円引き上げる改正 ・非常勤役員理事(日額)43,000円→44,000円 ・非常勤役員監事(日額)37,000円→38,000円	宇都宮大
地域手当の改正 (別紙3-1参照)	8%から9%へ引き上げる改正	筑波大
	2.5%から6%へ引き上げる改正	宇都宮大
	3%から4%へ暫定的に引き上げる改正	滋賀大
	7%から8%へ暫定的に引き上げる改正	奈良教育大
諸手当関係	「調整手当」を「地域手当」に名称変更する改正	高知大
規定の整備	役員の本給月額等の決定及び変更について 経営協議会の議を経て学長が決定する旨を 明文化する改正	山形大、 東京芸術大、 高知大

国立大学法人における役員の地域手当支給率等について

平成23年2月1日現在

法人名	22年度の 改正状況	勤務地 支給率	勤務地 支給率 (職員)	22年度の 国の支給率
北海道大学		3%	3%	3%
北海道教育大学		3%	3%	3%
室蘭工業大学		0%	0%	0%
小樽商科大学		0%	0%	0%
帯広畜産大学		0%	0%	0%
旭川医科大学		0%	0%	0%
北見工業大学		0%	0%	0%
弘前大学		0%	0%	0%
岩手大学		0%	0%	0%
東北大学		6%	6%	6%
宮城教育大学		6%	6%	6%
秋田大学		0%	0%	0%
山形大学		0%	0%	0%
福島大学		0%	0%	0%
茨城大学		4%	4%	10%
筑波大学	+1%	9%	9%	12%
筑波技術大学		9%	9%	12%
宇都宮大学	+3.5%	6%	6%	6%
群馬大学		3%	3%	3%
埼玉大学		9.2%	9.7%	12%
千葉大学		10%	10%	10%
東京大学		17%	17%	18%
東京医科歯科大学		18%	18%	18%
東京外国語大学		12%	12%	12%
東京学芸大学		12%	12%	—
東京農工大学		12%	12%	12%
東京芸術大学		15%	15%	18%
東京工業大学		16.2%	16.2%	18%
東京海洋大学		18%	18%	18%
お茶の水女子大学		15.5%	15.5%	18%
電気通信大学		12%	12%	12%
一橋大学		15%	15%	15%
横浜国立大学		12%	12%	12%
新潟大学		0%	0%	0%
長岡技術科学大学		0%	0%	0%
上越教育大学		0%	0%	0%
富山大学		3%	3%	3%
金沢大学		3%	3%	3%
福井大学		1%	1%	3%
山梨大学		2%	2%	6%
信州大学		2.6%	2.6%	3%
岐阜大学		0%	3%	3%
静岡大学		5%	5%	6%
浜松医科大学		3%	3%	3%

法人名	22年度の 改正状況	勤務地 支給率	勤務地 支給率 (職員)	22年度の 国の支給率
名古屋大学		12%	12%	12%
愛知教育大学		9%	9%	12%
名古屋工業大学		12%	12%	12%
豊橋技術科学大学		3%	3%	3%
三重大学		4%	4%	6%
滋賀大学	+1%	4%	4%	3%
滋賀医科大学		5%	5.5%	10%
京都大学		10%	10%	10%
京都教育大学		10%	10%	10%
京都工芸繊維大学		10%	10%	10%
大阪大学		12%	12%	12%
大阪教育大学		3%	3%	3%
兵庫教育大学		0%	0%	0%
神戸大学		10%	10%	10%
奈良教育大学	+1%	8%	9%	10%
奈良女子大学		8%	8%	10%
和歌山大学		3%	3%	3%
鳥取大学		0%	0%	0%
島根大学		0%	0%	0%
岡山大学		3%	3%	3%
広島大学		0%	3%	—
山口大学		0%	0%	0%
徳島大学		0%	0%	0%
鳴門教育大学		0%	0%	0%
香川大学		0%	0%	3%
愛媛大学		0%	0%	0%
高知大学		0%	0%	0%
福岡教育大学		0%	0%	0%
九州大学		10%	10%	10%
九州工業大学		3%	3%	3%
佐賀大学		0%	0%	0%
長崎大学		3%	3%	3%
熊本大学		0%	0%	0%
大分大学		0%	0%	0%
宮崎大学		0%	0%	0%
鹿児島大学		0%	0%	0%
鹿屋体育大学		0%	0%	0%
琉球大学		0%	0%	0%
政策研究大学院大学		18%	18%	18%
総合研究大学院大学		6%	6%	6%
北陸先端科学技術大学院大学		0%	3%	—
奈良先端科学技術大学院大学		6%	6%	—

※国の支給率が「—」の地域は、一般職国家公務員が不在である地域手当指定外地域を示す。

○公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成 22 年 11 月 1 日閣議決定）（抄）

3(3) 独立行政法人（総務省設置法（平成 1 1 年法律第 9 1 号）第 4 条第 1 3 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)
(役員の報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。